

財務省告示 第百五十六号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年三月二十五日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年四月四日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券(三年)(第九回)

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)

四 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五 発行額

イ 価格競争入札発行 額面金額で八百九十五億円

ロ 非競争入札発行 額面金額で九十九億八千万円

六 払込金額

イ 価格競争入札発行 八百九十一億三千九百六十八万円

ロ 非競争入札発行 九十九億四千八万円

七 額面金額の種類 五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

八 発行日 平成十四年三月二十五日

九 発行価格

イ 価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円五十六銭以上のそれぞれの応募価格

ロ 非競争入札発行 額面金額百円につき九十九円六十銭

十 償還期限 平成十七年三月二十一日

十一 償還金額 額面金額百円につき百円

十二 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十三 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十四 払込期日 平成十四年三月二十五日